

国家公安委员会・警察厅

表4 - 1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成17年12月22日策定） 平成19年9月20日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成18年1月1日から20年12月31日まで
	事前評価の対象等	<p>政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。（平成19年9月20日改正）</p> <p>事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</p>
	事後評価の対象等	<p>政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、重点的に実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの <p>計画期間内に対象とする政策 12 政策</p>
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見・要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ホームページに国民からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>国民から寄せられた意見・要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>	
基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成21年1月1日から24年3月31日まで
	事前評価の対象等	<p>政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</p> <p>事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会の</p>

		ニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	事後評価の対象等	<p>政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標(基本目標)を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の方策を見直し、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの <p>計画期間内に対象とする政策 15 政策</p>
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>
実施計画の名称	平成 20 年政策評価の実施に関する計画（平成 19 年 12 月 20 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価： 平成 19 年を評価期間とする 8 の基本目標と 27 の業績目標について評価書を作成。 平成 20 年を評価期間とする 8 の基本目標と 28 の業績目標について評価を実施。（平成 21 年度に評価書を作成。）</p> <p>事業評価：評価書を作成する予定なし 総合評価：1 つの行政課題について評価書を作成。</p>
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	<p>事業評価：評価書を作成する予定なし。（2 つの事業について平成 22 年に評価書を作成。）</p> <p>総合評価：評価書を作成する予定なし。（1 つの行政課題について平成 21 年に評価書を作成。）</p>
実施計画の名称	平成 21 年度政策評価の実施に関する計画（平成 20 年 12 月 25 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価： 平成 20 年までを評価期間とする 8 の基本目標と 28 の業績目標について評価書を作成。 平成 21 年を評価期間とする 8 の基本目標と 30 の業績目標について評価を実施。（平成 22 年度に評価書を作成）</p> <p>事業評価：評価書を作成する予定なし（2 つの規制</p>

		について平成22年度に、1の事業及び11の規制について平成23年に評価書を作成。 総合評価:1つの行政課題について評価書を作成。 (1つの行政課題について平成23年に評価書を作成。)
	未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	事業評価:評価書を作成する予定なし。 総合評価:評価書を作成する予定なし。

- (注) 1 国家公安委員会・警察庁は、暦年により計画期間を定めているため、平成20年度(会計年度)に係る計画は複数にわたる。
- 2 このほか、8の基本目標と28の業績目標について定めた「平成20年実績評価計画書」(平成19年12月)及び8の基本目標と30の業績目標について定めた「平成21年実績評価計画書」(平成20年12月)を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：14件 (規制) (表4-3-ア)	規制の新設は妥当	14	評価の結果を踏まえ、新規規制を内容の一部とする改正法案を国会へ提出	14
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：27件 (表4-3-イ)	達成	12	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	16
			おおむね達成	11	うち概算要求に反映	16
		うち機構・定員要求に反映			8	
		うち機構要求に反映			1	
		うち定員要求に反映			8	
		{ 8の基本目標と28の業績目標 } (表4-3-ウ)	達成が十分とは言えない	4	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	11
		{ 8の基本目標と30の業績目標 } (表4-3-エ)	達成が十分とは言えない	4	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	11
		{ 2つの行政課題 } (表4-3-カ)	これまでの取組を引き続き進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1
うち概算要求に反映	0					
{ 2つの行政課題 } (表4-3-カ)	これまでの取組を引き続き進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1		
					うち機構・定員要求に反映	0
{ 2つの行政課題 } (表4-3-カ)	これまでの取組の改善・見直しを行うことが妥当	0	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	0		
					機構要求に反映	3
{ 事業評価方式：14件 } (規制) (表4-3-キ) (事業) (表4-3-ク)	-	-	-	-	-	
						定員要求に反映
{ 事業評価方式：14件 } (規制) (表4-3-キ) (事業) (表4-3-ク)	-	-	-	-	-	
						政策の重点化等
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-	-	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	-	-	-	-	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	-	-	-	-	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表4 - 3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る14政策について評価を実施し、その結果を平成20年10月21日及び21年2月27日に「規制の事前評価書」として公表。

表4 - 3 - ア 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正	
1	所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
2	銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
3	銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長
4	高齢者に対する認知機能検査の導入
5	射撃技能に関する講習の受講義務の新設
6	年少者による空気銃の所持の制限
7	年少射撃資格の認定制度の創設
8	実包の所持状況の記録化
9	実包等の保管に係る努力義務の新設
10	行政調査に関する規定の整備
11	調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設
12	猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設
道路交通法の一部改正	
13	高齢運転者標識の表示義務の見直し
14	高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表4 - 4 - 参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成19年政策評価の実施に関する計画」に基づき、8の基本目標と27の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成20年7月12日に「実績評価書」として公表。

表4 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	改善・見直し
2	地域警察官による街頭活動の更なる推進	引き続き推進
3	少年非行の防止	改善・見直し
4	犯罪等からの少年の保護	改善・見直し
5	良好な生活環境の保持	改善・見直し
6	経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保	改善・見直し
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
7	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
8	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進

9	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
10	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	改善・見直し
11	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
12	暴力団の存立基盤の弱体化	改善・見直し
13	薬物密輸・密売組織の取締りの強化	改善・見直し
14	暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化	改善・見直し
15	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行者・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～		
16	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
17	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
18	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
19	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	改善・見直し
20	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
21	重大テロ事案の予防鎮圧	引き続き推進
22	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
23	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
24	グローバルな情報収集・分析機能の強化による謀報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
25	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 情報セキュリティの確保		
26	サイバー空間の安全確保	改善・見直し
基本目標8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上		
27	警察行政の電子化の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表4-4-参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年政策評価の実施に関する計画」に基づき、8の基本目標と28の業績目標について、平成20年における業績目標の実施状況の評価を実施中(平成21年中に公表予定)。

表4-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策(平成21年度公表予定)

評価対象政策	
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪・環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動・自然環境等の確保
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
7	重要犯罪に係る捜査の強化
8	重要窃盗犯に係る捜査の強化
9	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
10	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
11	科学技術を活用した捜査の更なる推進

基本目標3 組織犯罪対策の強化	
12	暴力団の存立基盤の弱体化
13	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
14	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
15	来日外国人犯罪対策の強化
16	犯罪収益対策の推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	
17	歩行者・自転車利用者の安全確保
18	高齢運転者による交通事故の防止
19	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
20	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
21	道路交通環境の整備
基本目標5 国の公安の維持	
22	重大テロ事案等の予防鎮圧
23	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
24	警備犯罪取締りの的確な実施
25	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標6 犯罪支援者等の支援の充実	
26	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標7 情報セキュリティの確保	
27	サイバー空間の安全確保
基本目標8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	
28	警察行政の電子化の推進

(3) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、8の基本目標と30の業績目標について、平成21年度における業績目標の実施状況の評価を実施中(平成22年度中に公表予定)。

表4-3-工 実績評価方式により評価実施中の政策(平成22年度公表予定)

評価対象政策	
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
基本目標3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化

17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪支援者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	
30	警察行政の電子化の推進

(4) 総合評価方式を用いて、「平成20年政策評価の実施に関する計画」等に基づき、1の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成20年12月25日に「総合評価書」として公表。

表4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察による国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表4-4-参照。

(5) 総合評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、2つの行政課題を対象として評価を実施中。

表4-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

	評価対象政策
1	G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進
2	振り込め詐欺対策の推進

(6) 事業評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、13の規制及び1の事業を対象として評価を実施中。

表4-3-キ 事業評価方式により評価実施中の政策(規制)

	評価対象政策
警備業法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第244号)により新設された規制	
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続
2	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)により新設された規制	

3	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
4	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
5	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
6	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
7	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
8	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加
9	客引きをするための立ちふさがり及びつきまとい行為の禁止
10	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制	
11	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制	
12	準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものをいう。）の所持の禁止
13	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

表 4 - 3 - ク 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

評価対象政策	
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の更なる推進 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存在基盤の弱体化 2 薬物密輸・密売組織の取締りの強化 3 暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化 4 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 情報セキュリティの確保	1 サイバー空間の安全確保
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進